

目次

前文

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 市民及び市長等と議会との関係(第六条―第八条)

第三章 議会における審議等(第九条―第十一条)

第四章 自由討議の原則(第十二条)

第五章 委員会の活動(第十三条)

第六章 議会及び議会事務局の体制整備(第十四条―第十八条)

第七章 災害時の対応(第十九条)

第八章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第二十条・第二十一条)

第九章 最高規範性(第二十二条・第二十三条)

附則

半田市議会の正当性は、住民主権者である半田市民に由来し、その権限は、半田市民により厳粛に負託され、その福利は、半田市民が享受する。

半田市議会は、日本国憲法によって定められた、市民を代表する唯一の議事機関であり、二元代表制の下、市長とは常に緊張感を保つ。半田市のことは半田市民が決める地方主権に即し、監視機能及び立法機能を十分発揮し、もって地方自治の本旨を実現する。

半田市議会及び半田市議会議員は、半田市民の福祉増進を図るため、広く市民に情報の公開と共有化を図って、説明責任を果たさなければならない。さらに、市民との活発な意見交換を通じて、市民意見を尊重し、議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市民要望や市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行う。

半田市議会及び半田市議会議員は、その責務を自覚するとともに、市民の負託に応える議会を目指し、全力で取り組むことを決意し、ここに、この議会基本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、議会運営の適正な推進に関し、その基本理念を定め、半田市議会(以下「議会」という。)が担うべき責務を明らかにするとともに、議会及び半田市議会議員(以下「議員」という。)が活動を行うための基本方針を定めることにより、市民全体の福祉向上を実現し、もって民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、市政における議事機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽し、地方自治の本旨の実現を目指す。

(議会の活動原則)

第三条 議会は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- 一 公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会とすること。
- 二 市民に対し説明責任を果たすため、議会の活動情報を積極的に公開するとともに、分かりやすい議会運営を行うこと。
- 三 市民の多様な意見を把握し、市民参加の機会の拡充に努め、政策形成及び政策提言を積極的に行うこと。
- 四 市長から提出された議案の審査並びに市長等執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行の監視及び評価を厳正かつ効率的に行うこと。
- 五 前各号の原則を達成するため、議会改革を積極的に推進すること。

(議員の活動原則)

第四条 議員は、次に掲げる原則に基づいて、活動しなければならない。

- 一 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに自由な討議を推進すること。
- 二 議会運営、政策立案等に関し、議員間で調整を行い、合意形成に努めること。
- 三 市政の課題全般について調査研究するとともに市民の意見を的確に把握すること。
- 四 市民に対して、議会の活動情報を積極的に公開し説明すること。
- 五 議会の構成員として、自らの利益又は一部団体若しくは地域の利害にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- 六 次に掲げる会議に出席しなければならないこと。

ア 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法律」という。)第百二条に規定する市議会定例会及び臨時会の本会議

イ 半田市議会委員会条例(平成三年半田市条例第三十三号)に基づき設置された委員会の会議

ウ 半田市議会議員の政治倫理に関する条例(平成十五年半田市条例第四十一号)第五条に規定する政治倫理審査会

エ 半田市議会会議規則(昭和四十三年半田市議会規則第一号。以下「規則」という。)第百五十八条に規定する会議

オ 半田市議会政務活動費の交付に関する規則(平成二十八年半田市議会規則第一号)第五条に規定する政務活動費管理委員会

カ 法律第百条第十三項に規定する議員の派遣

キ 規則第九十八条に規定する委員の派遣

ク 議会運営委員会において、出席することが決められた会議等

- 七 政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員自らの研修の充実強化に努めること。

(会派)

第五条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。

第二章 市民及び市長等と議会との関係

(市民との連携)

第六条 議会は、議会に係る情報を、市民に対して積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、市民の意思を議会活動に反映するため、市民との意見交換の機会を設けなければならない。

- 3 議会は、前二項の実施に関し、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用する。

- 4 議会は、市民の意見を審査等に反映させるため、法律第百十五条の二第一項に規定する公聴会制度及び同条第二項に規定する参考人制度(以下「公聴会制度等」という。)を活用する。

- 5 議会は、請願及び陳情の審議においては、提出者の意見を聴く機会を設けなければならない。

(情報公開)

第七条 議会は、第四条第四号の会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

- 2 議会は、本会議、委員会等については、議事録を作成し、公開する。

- 3 議会は、法律第百十六条第一項の規定による議会における各議員の表決の結果を公開する。

(市長等との関係)

第八条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張感を保つように努めなければならない。

- 2 議長又は委員長は、本会議又は委員会(半田市議会委員会条例に規定する委員会をいう。以下同じ。)に出席した市長等に対し、議員が行った質疑又は質問の論点を整理し、又は質疑若しくは質問の趣旨を確認するための発言又は反問を認めなければならない。

- 3 議長又は委員長は、本会議又は委員会に出席した市長等に対し、議員が提出した議案に関し議案の趣旨を確認するための発言を認めなければならない。

第三章 議会における審議等

(決算と予算の連動)

第九条 議会は、決算審査に当たって、市長等が執行した事業等に対し、評価を行う。

- 2 議会は、前項の規定に基づき実施した評価を予算に反映させるため、市長等と協議をする。

第十条 議会は、市長等が提案する政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、その政策等の水準を高め、また適切な審議に資するため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めることができる。

- 一 その政策等を必要とする背景
- 二 その政策等の決定過程
- 三 その政策等の執行計画
- 四 総合計画における位置付け又は総合計画との整合性

2 議会は、議会閉会中においても、市長に対し、文書により質問を行い、文書により回答を求めることができる。
(予算案及び決算における政策説明資料の作成)

第十一条 議会は、市長に対し、予算案及び決算の審議に当たり、議長を通して分かりやすい施策別、事業別及び部課別の説明資料を作成し、提出するよう求めることができる。

2 議会は、当初予算の審議に当たっては、予算編成の方針、内容等について市長等から説明を受けるため、予算説明会を開催する。

第四章 自由討議の原則

(自由討議の原則)

第十二条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては、議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとする。

第五章 委員会の活動

(委員会の活動)

第十三条 委員会は、行政課題に対し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

- 2 委員会は、調査を尽くして審査を充実するとともに、政策提案を積極的に行う。
- 3 委員会は、審査に当たり資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行う。
- 4 委員会は、委員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を開催し、市民の多様な意見を把握する。
- 5 委員会は、議会の閉会中においても、当該委員会の所管する事項の調査研究活動を積極的に行う。
- 6 前項の規定は、その他議会の審議機関について準用する。

第六章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修等の充実強化)

第十四条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家、多様な市民等との議員研修会を積極的に開催し、議員研修の充実強化に努める。

2 議会は、市政の課題を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努める。

(議会図書室の充実等)

第十五条 議会は、法律第百条第十九項の規定により設置する図書室における図書等を充実させるとともに、これを市民及び市長等の利用に供することができる。

(情報通信技術の活用)

第十六条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術を積極的に活用する。

(議会事務局の体制整備)

第十七条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努める。

2 議会事務局は、議会及び議員の政策形成及び立案能力を高めるため、調査・法務能力を積極的に強化する。

(予算の確保)

第十八条 議会は、議事機関として、より円滑かつ効率的な議会運営を実現するために必要な予算について、市長等と協議する。

第七章 災害時の対応

(災害時の対応)

第十九条 議員は、災害が発生することが予想されるときは、地域の情報を把握し、防災に努めなければならない。

2 議員は、災害が発生したときは、市民の生命及び財産を災害から守るため、市民とともに減災に努めなければならない。

3 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により会議室に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を行う。

第八章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第二十条 議員は、市民の厳粛な負託を受けた民主的な市民の代表として、高度な倫理的責任が課せられることを強く自覚し、半田市議会議員の政治倫理に関する条例の規定を遵守しなければならない。

(議員定数及び議員報酬)

第二十一条 議員定数及び議員報酬については、別に条例で定める。

2 前項の条例の改正案は、市民からの直接請求による場合を除き、行財政改革の視点、市政に関する現状の課題及び将来の予測と展望を十分に考慮する等、明確な改正理由を付して、提案されなければならない。

3 第一項の条例の改正に当たっては、議員活動の評価等に関する市民の意見を聴取するため、公聴会制度等を十分に活用する。

第九章 最高規範性

(最高規範性)

第二十二条 議会及び議員は、議会に関する最高規範であるこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証する。

(改正の手続)

第二十三条 議会は、この条例の見直しが必要と認められる場合は、速やかにこの条例を改正しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年三月二七日条例第一九号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年二月二六日条例第一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年一〇月一九日条例第二四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年三月二九日条例第一五号)

この条例は、公布の日から施行する。